

議員発第 1 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第 112 条及び茨木市議会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 29 年 2 月 9 日提出

提出者 茨木市議会議員

福 丸 孝 之

坂 口 康 博

長 谷 川 浩

友 次 通 憲

朝 田 充

桂 瞳 子

茨木市議会議長

上 田 嘉 夫 様

茨木市条例第　　号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第4号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。